

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第七十五号

昭和二十四年七月鳥取縣條例第二十号鳥取縣稅賦課徵收條例の一部を次のように改める。

昭和二十四年十二月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅賦課徵收條例中改正條例

昭和二十四年七月改正附則第三項中「百分の一、〇」を削る。

附則

この條例は公布の日から施行し昭和二十四年度分から適用する。

告示

昭和二十四年十二月六日 火曜日
第二千六百十九号

本書ノ大キサ 國定規格A五判

◇鳥取縣告示第六百六十五号

建設業法第三十一條第三項の規定による立入検査をする場合の身分を示す証票を次のように交付した。

昭和二十四年十二月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

証票番号 職 氏 名 交付年月日

第一号 鳥取縣事務吏員 米沢信次郎 昭和二十四年十一月一日

第二号 同 加藤 忠晴 同

◇鳥取縣告示第六百六十六号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年十二月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00609

- 一、建築主の住所氏名 鳥取市御弓町一六 李 辰元
- 一、建築物の位置 鳥取市御弓町一六
- 一、同 用途 住宅
- 一、同 構造 木造 鉄板葺 平家建 一棟
- 一、同 規模 建築面積 三八、〇四平方米
突出する部分 一三、四八同

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと

◆鳥取縣告示第六百六十七号
自作農創設特別措置法第三十條及び第三十七條の規定により、昭和二十四年七月二日付を以て買収した土地に付同法第三十四條の規定に基づき、第五條第一項但書の規定によつて（買収令書の交付をすることができないものとして）その交付に代へ）次のように公告する。

許可条件

一、この建築物の存続期間は都市計画專業実施迄とする。

一、前号の專業実施の場合は專業者の指定する期間内は無償によつての建築物を除却すること。

昭和二十四年十二月六日
鳥取縣知事 岡 豊 蔵 栄

所有者不明及交付不能買収令書一覽表

買収時期 昭和24年7月2日 買収対價支払時期 昭和24年7月2日より一年以内に日本勧業銀行支店で支拂5。

記号番号	所有者氏名 又は名称	住	所	土地の所在番地	地		積	対	價	報		買収方法 の 地
					目	現				現	金	
船渡委土を1404	鎌谷 辰造	八頭郡船岡村船岡	八頭郡船岡村船岡	原野山林	帳	帳	積	対	價	現	金	千円
							125		31.62	31.62	31.62	千円

00610

小西委土を1403	山下 幸永	東伯郡小鴨村東鴨	東伯郡小鴨村東鴨	原野原野	帳	帳	積	対	價	現	金	千円
							900		81.64	81.64	81.64	千円
							322		33.86	33.86	33.86	千円
							計1,222		115.50	115.50	115.50	千円
同1404	宮原 敏雄	岡大宮169ノ1	岡下大口八幡288	山林原野	帳	帳	積	対	價	現	金	千円
							2,715		249.48	249.48	249.48	千円
同1407	小川合名会社	同倉吉町河原町1969	同富海蛇ヶ沢956ノ2	山林	帳	帳	積	対	價	現	金	千円
							2,728		114.91	114.91	114.91	千円
							602		104.83	104.83	104.83	千円
							3,721		341.92	341.92	341.92	千円
名和委土を1408	戸野 正代	西伯郡御來屋町959	西伯郡名和村 名和小三林1.134	山林山林	帳	帳	積	対	價	現	金	千円
							4,302		558.13	558.13	558.13	千円
費野委土を1407	岡田 勳	同賀野村市山25t	同賀野村赤名上ケ市252	原野原野	帳	帳	積	対	價	現	金	千円
							225		43.20	43.20	43.20	千円
同1409	前田 唯禱	米子市釜田	同 谷畑417 418	山林山林	帳	帳	積	対	價	現	金	千円
							1,106		123.33	123.33	123.33	千円
							3,121		349.05	349.05	349.05	千円
							計4,227		472.38	472.38	472.38	千円
八郷委土を1401	八 郷 村	日野郡八郷村	日野郡八郷村大原 朝山上ノ二 丸山朝日当 上原ノ三	山林山林	帳	帳	積	対	價	現	金	千円
							14,105		1,372.03	1,372.03	1,372.03	千円
							2,120		130.90	130.90	130.90	千円
							4,310		262.01	262.01	262.01	千円
							計20,605		1,764.94	1,764.94	1,764.94	千円
同1402	小西 株造	同丸山211	同丸山朝日 当1640 1641	山林山林	帳	帳	積	対	價	現	金	千円
							813		50.98	50.98	50.98	千円
							3,415		208.66	208.66	208.66	千円
							計4,228		259.64	259.64	259.64	千円
同1403	神庭喜太郎	同須村625	同大原井手ノ上984ノ1 984ノ2	山林山林	帳	帳	積	対	價	現	金	千円
							10,023		979.34	979.34	979.34	千円
							401		39.10	39.10	39.10	千円
							計10,424		1,018.44	1,018.44	1,018.44	千円

同1404	伊沢光次郎	同福岡133	同福岡龜ヶ淵山5	山林同	411	50.76	50.76
大幡外二代を1401	野坂正次	西伯郡大幡村岸本	西伯郡大幡郷岸本 土手ノ内713ノ1	同	1,600	207.36	207.36
高鹽(代)を1401	坂口合谷会社	米子市尾高町	同高鹽村長田 坂口山985 987	同同	23,229 1,419 計24,718	3,270.89 205.40 3,476.29	476.29 3,000
下郷士を1401	横山 慶昭	東伯郡古布庄村 法方200	東伯郡古布庄村法方 ツウ ツウ 前畑 ヤツウ 新ヤツウ	同同同同同 同同同同同 同同同同同 同同同同同 同同同同同	803 706 906 1,519 1,015 計15,019	52.48 46.65 59.61 101.28 68.04 328.06	3.43 3.43
同1403	川崎 作一	同177	同142ノ2	原野同	916	3.43	3.43
同1405	信田 榮	同844	同三塚谷1007 大林1065	山林同 同	911 5,000 計5,911	60.71 324.00 384.71	84.71
同1409	横山 正光	同88	同小松原坂ノ峯1075	原野同	923	63.30	63.30

◇鳥取縣告示第六百六十八号

建設業法(昭和二十四年八月法律第百号)第八條の規定により次の者を建設業者登録簿に登録した。

昭和二十四年十二月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる營業所の所在地	申請者氏名
鳥取縣知事登録(S) 第一二二号	昭和二十四年 十一月二十九日	山善工務店	鳥取市上町一二六番地ノ一	山下 祐宏
同 第一二二号	同右	野村組	同大工町頭二〇番地	野村 憲一
同 第一二三号	同右	米子電業社	米子市角盤町一丁目九九番地	安部 寛治

◇鳥取縣告示第六百六十九号

兒童福祉法第三十五條第二項による兒童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十四年十二月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種別	経営主体	施設の名称	施設の長氏名	施設の所在地	定員	認可年月日
保育所	私立	上北條保育園	藤本 滋	東伯郡上北條村大字中江二六一番地	九八	昭和二十四年 十月一日
同	同	勝福寺同	若原令昭	東伯郡長瀬村大字長瀬一、〇六九番地	一一〇	同十月十日
同	同	倉吉町 上灘同	倉吉町長 中本覚藏	東伯郡倉吉町大字歇経寺 字松ヶ坪一一四の一	七〇	同十一月一日
同	私立	名和同	林野隆敏	西伯郡名和村大字門前一七番地	四〇	同十二月五日

◇鳥取縣告示第六百七十号

昭和二十二年十一月厚生省令第三十号医薬品等配給規則

第二條第一項の規定により業務上医薬品等を使用するものを次のように指定する。

昭和二十四年十二月六日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
常時五十人以上の勞働者を使用する事業場

鳥取縣告示第六百七十一号
次の土地を保安林に編入する申請を受理した。
昭和二十四年十二月六日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

別紙	郡	町村	大字	字	地番	地目	面積		保安林種	所有者	所有者氏名
							台帳	編入			
	東伯	北谷	志津	家ノ上	六九二	山	一、五〇〇	一、五〇〇	水源涵養	鳥取縣東伯郡北谷村大字志津	小林正隆
	同	同	同	同	六九三	同	二、五二五	二、五二五	同	同	小林嘉幸
	同	同	同	同	六九四	同	九〇九	九〇九	同	同	小林正隆
	同	同	同	同	六九五	同	二、七〇二	二、七〇二	同	同	同
	同	同	同	同	六九六	同	二、九〇六	二、九〇六	同	同	石田秀子
	同	同	同	同	六九七	同	三、二二〇	三、二二〇	同	同	小林嘉幸
	同	同	同	同	六九八ノ二	同	三、九一三	三、九一三	同	同	小林正隆
	同	同	同	同	六九八ノ三	同	九、五二〇	九、五二〇	同	同	小林清恒
	同	同	同	同	六九九	同	八二八	八二八	同	同	同
	同	同	同	同	七〇〇	同	二、五二五	二、五二五	同	同	福井 榮
	同	同	同	同	七〇二	同	九〇八	九〇八	同	同	小林章人

計 同 同 同 七七二 同 一四、〇二四 一四、〇二四 同 同 四五、九〇〇 四五、九〇〇

◇鳥取縣告示第六百七十二号
助産婦名簿に次の者を登録した。
昭和二十四年十二月六日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 日野郡山上村大字茶屋一、一二四番地
現住所 同本籍地
昭和二十四年十一月二十四日第一、四二九号
藤 原 止 女子

本籍地 島根縣八束郡片江村大字片江五四一番地
現住所 東伯郡由良町大字由良宿 福島医院内
昭和二十四年十一月二十四日第一、四三〇号
川 本 一 子

本籍地 鳥取市加露町一、七一〇番地
大正十五年三月二十日生

現住所 鳥取市南行徳一八七番地 井上とみ方
昭和二十四年十一月二十四日第一、四三一号
諸 山 昭 子
昭和三年十一月一日生

◇鳥取縣告示第六百七十三号
昭和二十二年七月農林省令第六十二号加工水産物配給規則第十條の規定により登録した次の荷受機関を登録廃業届出により登録を抹消した。
昭和二十四年十二月六日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、登録 番号 第九号
二、名称及び所在地 鳥取市川端四丁目六十四番地
鳥取縣煉製品製造業会
代表者会長理事 衣笠直一

鳥取縣告示第六百七十五号

昭和二十四年十月鳥取縣告示第五百六十五号加工水産物公認荷受機關登録事項中次のように追加した。

昭和二十四年十二月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣漁業協同組合倉吉荷受所の次に

鳥取縣漁業協同組合連合会上井荷受所を加える。

鳥取縣告示第六百七十四号

昭和二十三年二月鳥取縣告示第八十一号加工水産物公認荷受機關登録事項中次のように変更した。

昭和二十四年十二月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新

一、登録者の住所氏名

米子市灘町一丁目十六番地 同 上

岩尾水産物株式会社

鳥取縣加工水産物荷受株式会社

足羽岩雄

森本繁藏

鳥取縣告示第六百七十六号

昭和二十二年七月農林省令第六十二号加工水産物配給規則第四條第一項の規定により次のものを加工水産物公認集荷機關として登録した。

昭和二十四年十二月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、登録者の住所氏名

鳥取縣岩美郡網代村百十八番地の五十八

網代村漁業協同組合

組合長 板倉重市

- 一、登録の種類 加工水産物公認集荷機關
- 三、登録番号 第三号
- 四、取扱水産物の種類 加工水産物
- 五、事業場の位置又は 鳥取縣岩美郡網代村 事業を行う区域

鳥取縣告示第六百七十七号

木材業者及び製材業者登録規則第四條の規定により次のように登録した。

昭和二十四年十二月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

住 所

氏 名

木材業
製材業
の別

材種

登録番号

登録
年月日

営業所工場の位置

東伯郡桑村亀谷一八三

追補責任桑村森林組合木材業

鳥取縣²⁴受林
第二七〇九号

昭和二十
四年十二
月六日

住所に同じ

八頭郡智頭町智頭一六一三

松岡淺太郎

同

同第二七一〇号

同

同

西伯郡邊坂村高橋一六一

同 柏尾淺由

同 製材業

同第二七一二号

同

同

米子市角盤町四丁目三五

星光商事株式会社
米子事務所

同 木材業

同第二七二三号

同

同

鳥取市吉方七八三

鳥取縣漁業協同組合
連合会

同 製材業

同第二七二九号

同

岩美郡大岩村
岩本一五〇ノ一

同

同 安田憲司

同 木材業

同第二七三〇号

同

住所に同じ

岩美郡福部村藏見二三三

同 田中勝藏

同 木材業

同第二七三一号

同

住所に同じ

八頭郡佐治村森坪五

同 木村業

同 製材業

同第二七四六号

同

同上森坪三五一ノ一

日野郡黒坂町黒坂一四五〇 黒坂物産協同組合 製材業 一般製材 同第二七四八号 同 日野郡黒坂町 久住川東一〇七二
代表者池座益治

教育委員会告示

◇鳥取縣教育委員会告示第五十一号

教育公務員の任用審査を次のように実施する。

昭和二十四年十二月六日

鳥取縣教育委員会

記

一、日時場所

昭和二十四年十二月十五日

鳥取縣庁内鳥取縣教育委員会事務局教務課

昭和二十四年十二月十三日

米子市西伯地方事務所内鳥取縣教育委員会西伯支所

二、任用審査受審資格

1、従前の仮免許狀の有資格者

(小学校、中学校、高等学校の免許狀所有者並に

専三以上卒業者)

2、旧制中等学校以上の學歷資格を持ち、特定教科に

対して自信を持つもの

三、任用審査の内容

1、人物審査(口答審査)

2、筆記審査(教育常識について行う)

(内容)

(日本国憲法、教育基本法、学校教育法、教育公務員特例法教育委員会法、其他)

3、身体検査 縣立保健所で行う

四、提出書類 1、志願書

2、履歷書(本人自筆のもの)

3、最終学校最終学年成績証明書

五、申込場所日時

昭和二十四年十二月十四日

鳥取縣庁内鳥取縣教育委員会事務局教務課

昭和二十四年十二月十二日

米子市西伯地方事務所内鳥取縣教育委員会西伯支所

六、当日特参品 1、筆記用具

2、辨当

3、身体検査費用 一〇〇円

昭和二十四年十二月六日印刷
昭和二十四年十二月六日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町取縣
印刷所 鳥取縣鳥取市東町取縣